

♡ 京丹後市結婚新生活支援補助金のご案内 ♡

京丹後市の定住促進及び少子化対策を図るため、新婚世帯を対象に、住宅確保に係る経費を支援します。

予算に限りがありますので、申請をお考えの方は早めにご連絡ください。

補助対象者

以下のすべてに該当する世帯に属する人
(京丹後市内に住所を有する夫婦のいずれかで、原則として補助対象経費の契約者)

- 婚姻日から起算して1年を超えた日の属する月の翌月末まで
- 夫婦のいずれかが婚姻日において39歳以下
- 世帯所得が500万円未満
- 夫婦のいずれかが京丹後市内に定住する意思を有している

※この他にも要件があります。詳細は裏面をご確認ください。

補助対象経費

以下の経費のうち該当するものすべて

<婚姻年度のみ申請可>

- 住宅購入に係る建物購入費
- 住宅賃借に係る仲介手数料
- 京丹後市内の住宅への引越し費用

<婚姻年度及びその翌年度に申請可>

- 住宅賃借に係る賃料及び共益費

*婚姻年度に交付申請を行わない場合、婚姻年度の翌年度に補助金の交付を受けるためには、婚姻年度内に資格認定申請を行う必要があります。

※この他にも要件があります。詳細は裏面をご確認ください。

補助額

補助対象経費の合計額で、上限額以内の額
(他の制度により助成金等の対象となる場合は、当該助成金等の額を控除した額)

①夫婦の両方が29歳以下	②夫婦の両方が39歳以下 (但し、①の場合を除く)
上限60万円	上限30万円

申請手続き

①事前連絡[申請者→市]
(申請をお考えの方は早めにご連絡ください。)



②交付申請[申請者→市]
(年度内の支払い完了後で、年度末又は婚姻日から起算して1年を超えた日の属する月の翌月末のいずれか早い日までに申請してください。)



③交付決定・確定[市→申請者]



④請求[申請者→市]



⑤交付[市→申請者]

補助対象者の要件

以下の要件すべてに該当する世帯に属する人(京丹後市内に住所を有する夫婦のいずれかで、原則として補助対象経費の契約者)が補助対象者です。

- ① 婚姻届を提出した日(婚姻日)から起算して1年を超えた日の属する月の翌月末までの世帯であること
- ② 夫婦のいずれもが婚姻日において39歳以下であること
- ③ 補助金申請時に確認できる直近の夫婦の所得の合計額(世帯所得)が500万円未満であること
- ④ 京丹後市への居住が一時的なものではなく、夫婦のいずれもが京丹後市内に定住する意思を有していること
- ⑤ 夫婦のいずれもが、府税及び市税等を滞納していないこと(移住者又は市外在住者は婚姻年度の前年度においても個人住民税を滞納していないこと)
- ⑥ 当該補助金又は他の地方自治体における同種の補助金等の交付を受けていないこと
- ⑦ 夫婦のいずれもが、暴力団員等でないこと

※ 本事業の効果検証のため、アンケート調査への協力を求める場合があります。

補助対象経費の要件

以下の経費のうち該当するものすべてが補助対象経費です。

- 婚姻に伴う住宅購入に係る建物購入費
 - ・婚姻日以後その年度内に支払った費用に限る。
 - ・婚姻届を提出した日前に住宅の購入に係る契約を締結していた場合は、婚姻日から起算して前1年以内に契約の締結をしたものに限る。
- 婚姻に伴う住宅賃借(契約書に夫婦の氏名が記載されている場合に限る)に係る賃料及び共益費
 - ・婚姻日の属する月から起算して1年以内のもので、婚姻日から起算して1年間に支払ったものに限る。
 - *複数年度に渡る申請可。その場合、対象経費を支払った年度ごとに申請する。
 - *婚姻年度に交付申請を行わない場合、婚姻年度の翌年度に補助金の交付を受けるためには、婚姻年度内に資格認定申請を行う必要がある。
 - ・勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合はその全額に相当する額を控除する。
- 婚姻に伴う住宅賃借(契約書に夫婦の氏名が記載されている場合に限る)に係る仲介手数料
 - ・婚姻日以後その年度内に支払った費用に限る。
- 京丹後市内の住宅への引越し費用
 - ・婚姻日以後その年度内に支払った費用に限る。
 - ・引越事業者又は運送事業者に対して支払った実費とし、1回限りとする。

補助金の併用について

他の補助金との併用可否については、個別にお問い合わせください。



問合せ先・申請先

京丹後市役所 こども部 こども未来課 こども政策係
☎0772-69-0340 ✉kodomomirai@city.kyotango.lg.jp